

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	岩倉市
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 独自利用事務の対象者	心身障害者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年9月26日
8. 保護評価の実施の有無	
9. 評価書番号	18
10. 保護評価書の名称	福祉医療に関する事務基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mvnumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hi_no=&kk_name=%E5%B2%A9%E5%80%89%E5%B8%82&ev_name=&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=10&opn_date_from_day=5&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=5&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
12. 委任関係	

執行機関名 岩倉市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	岩倉市障害者医療費支給条例(昭和48年岩倉市条例第27号)による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	108	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び(1)		岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第3の項

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	岩倉市障害者医療費支給条例施行規則第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	岩倉市障害者医療費支給条例施行規則第4条に規定する受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ル	岩倉市障害者医療費支給条例第4条第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ヲ	岩倉市障害者医療費支給条例第4条第3号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	岩倉市障害者医療費支給条例施行規則第5条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	岩倉市障害者医療費支給条例施行規則第5条に規定する受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ル	岩倉市障害者医療費支給条例第4条第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ヌ	岩倉市障害者医療費支給条例第4条第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	岩倉市障害者医療費支給条例施行規則第6条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	岩倉市障害者医療費支給条例施行規則第6条に規定する受給資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ル	岩倉市障害者医療費支給条例第4条第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ヲ	岩倉市障害者医療費支給条例第4条第3号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

備考	
----	--